

# あずま ひろき通信

2019年

1月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 ▶ 投資の格言、「亥」はどんな年？

平成も今年で終わり。元号が変わる2019年はどのような年になるのでしょうか？  
株式市場には干支にちなんだ「格言」というものがあります。格言の全文は以下の通りです。

「辰巳（たつ・み）天井、午（うま）尻下がり、未（ひつじ）辛抱、申酉（さる・とり）騒ぐ、戌（いぬ）笑い、亥（い）固まる、子（ね）は繁栄、丑（うし）つまずき、寅（とら）千里を走り、卯（う）跳ねる」

要約すると、辰年や巳年は株価が高値、天井であることが多く、その後の午年は下がりやすい。申年、酉年は値動きが荒い年となり、戌年、子年、寅年などの株価は上りやすいのだといいます。亥年の格言は「亥固まる」。戌年の流れを引き継いでいくような雰囲気でしょうか？

また、別の格言として「戌亥で仕込み、辰巳で売る」というものもあります。さて、今年はどうなるのでしょうか？



## ? マネークイズのコーナー

長寿国として有名な日本。65歳の日本人女性が平均寿命まで生きた場合、あと何年あると思いますか？

- 1 約19年
- 2 約22年
- 3 約25年



(答えは裏面にあります！)



## 今月のお知らせ

「元旦」は1月1日の一日全部をさすのではない、ということをご存知でしたか？元旦というのは、正確には1月1日の朝のこと。長くても午前中までなのだそうです。年賀状によく「元旦」と書き入れますが、1日の午前中に年賀状が着かないと、この文句は適切ではないのだそうです。気を付けなければいけませんね。



## コラム 相続時の遺留分とは？

民法では、一定の相続人に最低限の遺産を受取る権利を定めています。これを遺留分といいます。例えば、「〇〇に全資産を譲る」と遺言に書かれ、他人にすべての財産を与えられてしまえば、遺族は生活に困ってしまいます。それを防ぐために一定の相続人には最低限財産を受取る権利があるのです。

遺留分が認められるのは、被相続人の配偶者と子、親等の直系尊属です。兄弟姉妹には遺留分はありません。遺留分の割合は、相続人が直系尊属だけの場合は遺産の1/3、それ以外は1/2となり、遺留分を受取る権利のある相続人のなかで、法定相続分で分け合います。

遺留分を侵害され、自分の遺留分を取り戻したい場合は、「遺留分減殺請求書」を送付します。遺留分減殺請求は相続の開始を知り、減殺の対象となる遺贈や贈与が行われたことを知った時から1年以内に行わなければなりません。

また、相続開始から10年が経過すると、その事実を知らなかったとしても、遺留分を請求する権利は消滅します。

### 【遺留分の例】

| 相続人        | 遺留分           |
|------------|---------------|
| 配偶者        | 配偶者 1/4       |
| 子2人（長男、長女） | 長男 1/8、長女 1/8 |
| 父と母        | 父 1/6、母 1/6   |
| 兄弟姉妹       | なし            |

## A マネークイズの答え

正解 3 約25年

平成28年の簡易生命表によると、65歳の平均余命は男性で19.55年、女性で24.38年です。つまり65歳の人平均的に男性で84.55歳、女性で89.38歳まで生きるといことになります。



## 編集後記

### 【誕生日】

1月6日は息子の2歳の誕生日でした。せっかくのお祝いなので「こども寿司」という、生ものを使わない寿司作りに挑戦！見た目は十分お寿司になりましたし、喜んで食べてもらえたのでよかったです（^^;）。



発行

ソニー生命保険株式会社 新宿ライフプランナーセンター第2支社  
〒151-8583 東京都渋谷区代々木2-2-1 小田急サザンタワー10F  
携帯電話：090-9676-1024 TEL：03-5358-1822

ライフプランナー 東宏樹（あずまひろき）

